

●70歳以上の自己負担限度額

【平成29年7月診療分まで】

所得区分		自己負担限度額(月額)		
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降(※1)
市民税 課税世帯	現役並み所得(※3)	44,400円	80,100円+(総医療費が 267,000円を超えた場合 は、その超えた分の 1%)	44,400円
	課税一般(※4)	12,000円	44,400円	—
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ(※5)	8,000円	24,600円	—
	低所得者Ⅰ(※6)		15,000円	—



【平成29年8月から平成30年7月診療分まで】

所得区分		自己負担限度額(月額)		
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降(※1)
市民税 課税世帯	現役並み所得(※3)	57,600円	80,100円+(総医療費が 267,000円を超えた場合 は、その超えた分の 1%)	44,400円
	課税一般(※4)	14,000円 (年間上限14.4 万円)(※2)	57,600円	44,400円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ(※5)	8,000円	24,600円	—
	低所得者Ⅰ(※6)		15,000円	—



【平成30年8月診療分以降】

所得区分		自己負担限度額(月額)		
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降(※1)
市民税 課税世帯	現役並み所得者(※3)	Ⅲ(課税所得 690万円以上)	252,600円+(総医療費が842,000円を超 えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
		Ⅱ(課税所得 380万円以上)	167,400円+(総医療費が558,000円を超 えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
		Ⅰ(課税所得 145万円以上)	80,100円+(総医療費が267,000円を超 えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
	課税一般(※4)	18,000円 (年間上限14.4万円) (※2)	57,600円	44,400円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ(※5)	8,000円	24,600円	—
	低所得者Ⅰ(※6)		15,000円	—

※1 当月を含めた過去12か月以内に3回高額療養費の該当となり、4回目以降該当

※2 年間上限は1年間(8月診療分から翌年7月診療分)の自己負担額の合計額に対して適用

※3 70歳以上で地方税法上の課税所得が145万円以上の国保加入者及びその人と同一世帯の70歳以上の国保加入者

ただし、収入が次の場合は、申請により、認められれば「課税一般」に区分が変わり、2割(昭和19年4月1日以前の生まれの人は1割)負担になります。

(1) 世帯内の70歳以上の国保加入者が1人で、その人の収入が383万円未満の場合

(2) 世帯内の70歳以上の国保加入者と特定同一世帯所属者(a)の収入があわせて520万円未満の場合

(a) 特定同一世帯所属者とは、国保加入者が後期高齢者医療制度への加入により国保資格を喪失した人で、後期高齢者医療制度への加入日における世帯主と以後継続して同一世帯である人

※4 現役並み所得、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人

ただし、70歳以上の被保険者の地方税法上の課税所得が145万円以上であっても、収入の合計額が520万円未満

(1) 世帯の場合は383万円未満)の世帯、平成27年1月以降新たに70歳となった被保険者のいる世帯のうち70歳以上の被保険者の基礎控除(33万円)後の所得金額が210万円以下の世帯も含まれます。

※5 世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税の世帯に属する70歳以上の国保加入者

※6 (※5)の世帯で、世帯員の各所得が、必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を

差し引いたときに0円になる世帯に属する70歳以上の国保加入者